

サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）  
旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け  
取扱要領（案）

## 1. サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）について

---

### （1）概要

---

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大の影響により、全国の旅行業、宿泊業はもとより、貸切バス、ハイヤー・タクシーや飲食業、物品販売業など地域経済全体が深刻な状況に追い込まれており、給付金による多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的とする。

### （2）事業期間

---

#### 【宿泊商品及び宿泊を伴う旅行商品】

令和2年7月22日宿泊から令和3年1月31日宿泊(2月1日チェックアウト)まで〔※当面〕

#### 【日帰り旅行商品】

令和2年7月22日から令和3年1月31日まで〔※当面〕

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、給付金の交付を一時的に停止することがある。

修学旅行においては、特例として令和3年3月5日まで〔※当面〕の事業終了までに事務局との給付金精算が完了する旅行を対象とする。

### （3）給付金の給付対象となる商品

---

Go To トラベル事業（以下、本事業という。）における給付金の給付対象となる商品は以下の通りとする。

#### 【宿泊商品】

- ① 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設（以下、宿泊施設という。）で提供される宿泊サービスを含む商品であること。但し、以下のものは対象外となる。

- ・ 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるもの。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品。

#### 【宿泊を伴う旅行商品】

次のいずれの商品も対象。

- ① 募集型企画旅行
- ② 受注型企画旅行
- ③ 手配旅行（宿泊のみまたは、宿泊と運送サービス・現地素材等の組み合わせ）

また、宿泊に準ずるものとして、以下の商品も本事業の給付金の給付対象となる。

- ・ 寝台列車
- ・ クルーズ船
- ・ 夜行フェリー

※ただし、普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等の、払戻手続き等を行うことで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるものは対象外とする。

#### 【日帰り旅行商品】

次の条件を満たす商品が対象。

- ① 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。
- ② 旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

※ ただし、上記2つの条件を満たすものであっても、社会通念上、当該商品が2地点間の移動のみを主たる目的とし、又は地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。

対象となる日帰り旅行商品の例は以下のとおり。

- ・ 往復の乗車券と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
- ・ 往復の乗船券と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・ 高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品
- ・ 往復のバス乗車券とスキー場1日乗り放題リフト券がセットになった旅行商品

但し、以下のものは日帰り旅行商品として対象外となる。（代表的なものを例示）

(ア) 運送サービスしか含まれていないもの

- ・ 鉄道乗車券＋乗船券

- ・地域周遊きっぷのみ
  - ・往復バスの乗車券のみ
- (イ) 同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
- ・目的地までの片道のバス乗車券と食事
- (ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ
- ・往復の乗車券と車中でのドリンク引換券
  - ・往復の航空券と出発空港でのお弁当引換券
  - ・往復のバス乗車券と現地の無料観光施設（公園等）入場
- (エ) 上記のほか事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

【宿泊代金・旅行代金に含められないもの】（代表的なものを例示）

① 換金性の高いもの

- ・金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
- ・ＪＲや私鉄の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ・収入印紙や切手

② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

#### （４） 給付金の給付対象となる商品の販売者

給付金の給付対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とする。これらの者が、事務局から本事業に参画する事業者（以下、参画事業者という。）として指定を受けた場合に限り、交付が可能。

- ① 旅行事業者等（第１種旅行業、第２種旅行業、第３種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている者）
- ② 予約・宿泊の記録を独立した第三者機関に保管することができる仕組みを有し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる以下の宿泊施設を運営する者。

旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１３条第１項の認定を受けた事業を営む施設。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。

## (5) 給付金の給付対象となる商品の販売者が遵守すべき事項（参画要件）

事務局は、旅行事業者等又は宿泊施設の申し出を受けて、当該旅行事業者等又は宿泊施設が次のいずれにも適合すると認めるときは、本事業に参画する事業者（以下、参画事業者という。）として指定するものとする。

- ① チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施することができる。
- ② 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとることができる。
- ③ 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底することができる。
- ④ ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底する。
- ⑤ 客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
- ⑥ 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- ⑦ 旅行商品の予約、購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項や、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は、控えることが望ましい旨を、周知徹底する。
- ⑧ 登録を受けた事業者が上記①から⑦の条件を満たしていないことが発覚した場合、登録を取消すこととする。
- ⑨ 給付金の給付対象となる商品の販売者は、旅行者に受領確認を行う等、正確に地域共通クーポンを付与のうえ、適切に管理すること。
- ⑩ 事業効果検証のため、事務局が求める実績及び販売計画等の報告を行うこと。
- ⑪ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- ⑫ 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

## (6) 給付金給付額

・給付金給付額は次のとおりとする。

- ① 給付金給付額は旅行代金総額の2分の1相当額とし、一人一泊あたり、宿泊を伴う旅行は20,000円（割引14,000円、地域共通クーポン6,000円）、日帰り旅行は10,000円（割引7,000円、地域共通クーポン3,000円）を上限とする。
- ② 期間中利用であれば給付金の給付対象となる商品の購入回数、泊数ともに上限はない。
- ③ 給付金給付額の70%程度は旅行代金の割引にあて、30%程度は旅行先で使える地域共通クーポンとして旅行者に付与する。ただし、地域共通クーポンについては9月1日以降準備が整い次第配布を開始する。
- ④ 旅行代金の割引額は旅行代金総額の35%（旅行代金の2分の1相当額×70%）とする。なお、割引額の算出にあたっては、35%を超えることがないように切り捨て計算とする。併せて、上記①の上限を超えないこと。
- ⑤ 地域共通クーポンの券面額は1,000円となるため、旅行代金の総額の15%（旅行代金の2分の1相当額×30%）で算出した額の100円単位を四捨五入計算し、1,000円単位で配布を行うこと。
- ⑥ 地域共通クーポンは、原則として給付対象となる商品の販売者が旅行者に配布することとする。
- ⑦ 販売者が地域共通クーポンを直接旅行者に配布できない場合、旅行者及び宿泊施設に対して配布されるべき地域共通クーポンの付与額又は枚数等（事務局の承認のもと、特例として旅行代金総額と旅行人数、泊数の伝達でも可能とする場合がある）を正確に伝達できる手段を整備することで、宿泊施設に依頼し了承を得たうえで、地域共通クーポンの配布を行うことができるものとする。伝達手段については、記録が残る手段とする。

	旅行代金	給付額	割引	地域共通クーポン
宿泊 (1人あたり)	40,000円以上	20,000円	14,000円	6,000円
	0円～40,000円未満	0円～19,999円	0円～13,999円	0円～6,000円
日帰り	20,000円以上	10,000円	7,000円	3,000円
	0円～20,000円未満	0円～9,999円	0円～6,999円	0円～3,000円

なお、給付金の給付額は配分された予算の範囲内での給付となる。

## (7) 給付金の給付方法別の期間

以下のとおり、給付方法により期間は異なる。

**【旅行事業者等又は旅行者直接による還付手続き】**

令和2年7月22日以降の旅行を予約している方々については、旅行後の申請により割引分を還付する。

(但し、令和2年8月31日宿泊(9月1日チェックアウト)までの旅行とする)

**【参画事業者の割引販売のみによる給付】**

令和2年7月27日以降、準備が整った事業者から、旅行代金の割引相当額を給付する。

(令和2年9月1日以降、地域共通クーポン及び割引による給付準備が整う日まで)

※ 地域共通クーポン及び割引販売が開始されるまでは、割引のみによる販売とする。

**【参画事業者の地域共通クーポン及び割引販売による給付】**

令和2年9月1日以降、準備が整った日から、地域共通クーポン及び割引により給付する。

(令和3年1月31日まで〔※当面〕)

## **2. 本事業における各種手続きについて**

---

### **(1) 本事業における登録申請**

---

本事業に参画するには、以下のいずれかの登録申請が必要となる。

① 情報登録(宿泊事業者のみ)

給付金対象商品の対象施設になり、且つ、地域共通クーポン配布箇所になるための登録

② 給付枠申請(旅行事業者、宿泊事業者等) ※情報登録を含む

(ア) 給付金対象となる商品の提供及び給付枠の配分を受けるための申請

(イ) 宿泊施設からの委託を受け給付枠の配分を受けるための申請

なお、新型コロナウイルス感染症対策への誓約等も含める。ただし、同一の法人において複数の申請はできない(資本関係や販売系列等で集約し申請することも可能)。

① 情報登録手続き

**【登録対象者】**

旅館業法第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む宿泊施設

※ 後述2.(2)の申請者は、給付枠の申請を行うことで情報登録は完了する。

**【登録期間】**

第一期登録 令和2年7月22日(予定)～令和2年7月26日

第二期登録 令和2年7月27日～令和2年8月31日

【登録方法】

- (ア) Go To トラベルキャンペーン公式サイトからの申請（7月31日オープン予定）  
※ Go To トラベルキャンペーン公式サイト（以下、公式サイトという）
- (イ) 送付による申請（送付先は公式サイトにて掲載予定）  
※ 郵送・宅配等の場合は、配達状況の追跡ができる方法で送付すること。

なお、上記公式サイトでの準備等が整うまでは、メール等での仮登録を行う予定。

【登録に必要な書類】

- (ア) 情報登録申請書（様式第4号）
- (イ) 宿泊施設リスト（様式第5号） ※複数の宿泊施設を有する場合のみ
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症対策取組宣言（様式第6号）
- (エ) 反社会勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式第7号）
- (オ) 地域共通クーポン取扱いに関する同意書（様式第8号）
- (カ) その他事務局が必要と認める書類

② 給付枠申請手続き

【申請対象者】

- (ア) 上記（4）①の旅行事業者等
- (イ) 上記（4）②の宿泊施設
- (ウ) 宿泊施設が直接受けた予約記録及び実績の集約管理及び給付枠管理を独立して適正に行える仕組みを有し、宿泊施設からの委託等を受けた第三者機関

【申請期間】

- (ア) 仮枠申請 令和2年7月22日（水）～7月26日（日） ※受領後、随時配分通知  
※ 仮枠申請をしている場合は、必ず第1期での申請が必要
- (イ) 第1期申請 令和2年7月27日（月）～8月3日（月） ※8月10日頃配分決定
- (ウ) 第2期申請 令和2年8月11日（火）～8月21日（金） ※8月31日頃配分決定

【申請方法】

- (ア) Go To トラベルキャンペーン公式サイトからの申請（7月31日オープン予定）  
※ Go To トラベルキャンペーン公式サイト（以下、公式サイトという）
- (イ) 送付による申請（送付先は公式サイトにて掲載予定）

※ 郵送・宅配等の場合は、配達状況の追跡ができる方法で送付すること。

なお、上記公式サイトでの準備等が整うまでの仮登録方法については、観光庁ホームページに掲載する。

【申請に必要な書類】

- (ア) 給付枠申請書（様式第9号の1又は2又は3）
- (イ) 取扱実績報告書兼販売計画書（様式10号）
- (ウ) 宿泊施設リスト（様式第5号） ※複数の宿泊施設を有する場合のみ
- (エ) 代理店リスト（様式第11号） ※旅行事業者で該当する場合のみ
- (オ) 新型コロナウイルス感染症対策取組宣言（様式第6号の1又は2）
- (カ) 反社会勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式第7号）
- (キ) 地域共通クーポン取扱いに関する同意書（様式第8号）
- (ク) 口座確認書（様式第3号の2）
- (ケ) 前号の指定口座通帳の写し
- (コ) その他事務局が必要と認める書類（直近の決算報告書等）

※ 仮枠申請については、上記のうち(ア)(オ)(カ)のみとする。

### (3) 給付枠割当額決定及び通知

---

申請事業者に対する給付枠割当額の決定は、以下の通り取り扱う。

- ① 事務局は、上記（2）の仮枠申請があった場合、申請内容を審査し、観光庁と協議の上、給付枠割当額を決定し、仮給付枠割当額通知書（様式第12号）により通知する。
- ② 事務局は、上記（2）登録申請内容を審査し、観光庁と協議の上、給付枠割当額（エリア別・期間別を区分する場合がある）を決定し、給付枠割当額決定通知書（様式第13号）により通知する。
- ③ 申請書類を審査した結果、対象事業者の指定を行わない場合には、不採択通知書（様式第14号）により通知する。

また、決定通知された給付枠割当額の変更については以下の通り取り扱う。

- ① 決定通知後に、次に掲げる事由により参画事業者が給付枠割当額の変更及び中止をしようとする場合は、給付枠割当額変更・中止申請書（様式第15号）及び給付枠割当額変更計画書（様式第16号）を事前に事務局に提出することとする。なお、給付枠決定通知後2ヵ月間は、給付枠の変更申請は受け付けない。
  - (ア) 給付枠割当額の変更がある場合
  - (イ) 事業を中止する場合

- ② 事務局は、変更申請内容を審査の上、割引配分割当額に変更が生じるときは給付枠割当額変更決定通知書（様式第 17 号）により、通知する。
- ③ 事務局は、参画事業者の事業進捗状況を確認のうえ、給付枠割当額の増減額を給付枠割当額変更決定通知書により、通知できる。

#### （４） 割引販売における還付手続き

令和 2 年 7 月 22 日以降に開始する旅行から令和 2 年 8 月 31 日までの利用分については、旅行者が直接、又は事務局が指定する旅行事業者等を経由した申請により、給付金の還付を受けることができる。

旅行者による還付手続きについては、原則、本事業の対象商品に限ることとし、旅行者から代金を受け取った参画事業者を通じて還付手続きを行う（還付は参画事業者に配分された予算の範囲内で行う）。

なお、旅行者が旅行代金を宿泊施設にて支払った場合、直接事務局に還付手続きを行うこともできる。

##### 【旅行事業者等を通じた還付手続き】

旅行代金を旅行事業者等に支払っている場合は、当該旅行事業者等から旅行者に対して割引相当分の金額を還付する。旅行者自らが当該旅行事業者等に申し出た上で還付手続きを行うこと。旅行事業者等から申請や受領等に関する書類を求められる場合がある。

なお、当該旅行事業者等が事務局から参画事業者として指定されていない場合は、還付の対象外となる。参画事業者は 7 月下旬から 8 月下旬の間に随時事務局から指定する（観光庁 HP 等で公表予定）。

##### <還付申請>

旅行事業者等を通じた還付申請は、給付枠割当決定通知を受けた旅行事業者等を通じて行うため、後述（５）の月次報告にて事務局に申請を行うこと。

##### 【申請時に必要となる情報】

- ① 予約の内容を特定できるもの
- ② 割引前の旅行代金
- ③ 給付金による割引額
- ④ 割引後の支払額
- ⑤ 旅行日程または旅行開始日
- ⑥ 旅行代金に含まれる宿泊日数
- ⑦ 旅行代金に含まれる宿泊者数
- ⑧ 前各項目に掲げる情報のほか申請に係る宿泊の事実を確認するために必要な情報として事務局が指定するもの

## 【旅行者自らが直接行う還付手続き（宿泊施設に直接支払っている場合）】

宿泊代金を宿泊施設に直接支払った場合、旅行者自らが直接に事務局に対して還付手続きを行うことができる。旅行者は宿泊施設へ依頼し、「宿泊証明書（氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの）」及び「支払い内容がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収証等）」を受領のうえ、事務局に還付申請を行うこと。

なお、事務局から参画事業者として指定されていない宿泊施設及び参画事業者として指定されていない事業者が運営する予約サイトを通じた宿泊予約で、現地にて宿泊代金を支払った場合であっても、還付の対象外となる。

### <旅行者が事務局に提出する書類>

- ① 還付申請書（様式第1号）
- ② 支払内訳がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収証等）
- ③ 宿泊証明書（氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの）
- ④ 口座確認書（旅行者用）（様式第3号の1） ※旅行者本人名義の口座番号であること
- ⑤ 前項目に掲げる書類のほか申請に係る旅行の事実を確認するために必要な書類として事務局が指定するもの

※ 上記①②③⑤は同一名であること。

## 【還付申請期間】

### <旅行事業者等を通じた還付手続き>

後述（5）月次報告の期間参照

※ 旅行事業者から旅行者への還付時期については、給付枠配分決定通知受領後に各旅行事業者が任意で定めることができる。なお、令和2年8月14日から令和2年9月14日まで対応することが望ましい。

### <旅行者自らが直接行う還付手続き>

事務局による還付手続きの期間は、令和2年8月14日から令和2年9月14日まで

※ 還付には日数を要する。

※ 郵送・宅配等の場合は、配達状況の追跡ができる方法で行うこと。

## 【申請書類入手方法】

観光庁ホームページより取得〔※当面〕

※準備が整い次第、Go To トラベルキャンペーン公式サイトより取得

URL：現在調整中（観光庁ホームページにて発表予定）

#### 【申請書類の送付先】

Go To トラベルキャンペーン事務局 宛

住 所：現在調整中（観光庁ホームページにて発表予定）

電話番号：現在調整中（観光庁ホームページにて発表予定）

#### （５） 月次報告・実績報告の期間・方法

---

給付枠割当決定通知を受け、対象商品を販売した事業者（以下、対象事業者という。）は、給付金の交付を受けるため、以下に定める報告を行うこと。

##### 【月次報告】

- ① 対象事業者は、毎月末時点で全ての事業が完了していない場合、当月 1 日から末日までの実績について翌月 15 日までに、次の書類を事務局へ提出しなければならない。なお、実績が無い場合においても毎月提出すること。

(ア) 月次報告書（様式第 18 号）

(イ) 実績内訳シート（様式第 19 号の 1 及び 2） ※割引用と還付用がある

(ウ) 前項目に掲げる書類のほか、必要な書類として事務局が求めるもの

- ② 対象事業者は、月次報告にあわせて月次請求書（様式第 20 号）を提出することができる。

- ③ 事務局は、給付金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認した日から、30 日以内に対象事業者の指定口座に給付金を行う。

##### 【完了報告】

- ① 対象事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を令和 3 年 2 月末日までに事務局に提出しなければならない。但し、修学旅行取扱事業者は後日事務局より取扱いについて公式サイト等により発表。

- ② 実績報告は次の書類の提出が必要。

(ア) 完了報告書（様式第 21 号）

(イ) その他事務局が必要と認めるもの

※ 上記とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがある。

#### （６） 給付金の交付条件

---

給付金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 本要領の規定に従うこと。

- ② 対象事業者は、Go To トラベル事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- ③ 対象事業者は、Go To トラベル事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、給付金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

## (7) 状況報告及び調査

---

事務局は、必要に応じて参画事業者から報告を求め、立入等の調査を行うことができる。

## (8) 給付金の取り消し

---

- ① 事務局は、参画事業者がこの要領の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- ② 前項の規定は、給付金を交付した後においても適用する。

## (9) 給付金の返還

---

- ① 事務局は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。
- ② 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに給付金を返還しなければならない。

## 3. その他

---

### (1) 不正利用の防止

---

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

### (2) その他

---

- ① 給付金の対象となる商品の販売に際しては、本事業の対象となっている商品であることを明らかにした上で、割引前の販売価格（税及びサービス料を含む。以下同じ。）及び割引を受けた後の支払額と併せ、給付金の割引額にあたる金額を明記すること。
- ② 給付対象商品に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。  
(ア) 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、観光庁が特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合における該当地域及び期間の商品

- (イ) 本事業以外の国又は地方自治体の補助金等による助成を受けている場合で、本事業による給付金額との合計が販売価格を超えるもの（国又は地方自治体の支援が重複するもの）
- (ウ) 施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (エ) 行程に国外の地域が含まれるもの
- (オ) その他、事務局が不相当と認めるもの

#### 4. お問い合わせ先

---

Go To トラベル事業 仮設コールセンター

※7月末日まで（8月に正式設置されるコールセンターについては公式サイトにて発表）

受付時間：10：00～17：00

TEL：03-3548-0525（土日祝は休み）

TEL：03-3548-0531（7月21日から7月31日まで毎日受付）